

令和3年度小田原市市民活動応援補助金 第一次審査実施要領（案）

1 申請件数

合計	18件（昨年度 20件）
スタートアップコース	9件（昨年度 10件）
ステップアップコース プランA	8件（昨年度 10件）
プランB	1件（昨年度 0件）

2 申請総額

232万7千円（昨年度 288万円）

3 審査員

小田原市市民活動推進委員会委員

*ご自身もしくは同居の親族が関連する団体がある場合は、公正を期するため審査に加わることができませんので、お手数ですが、地域政策課（TEL33-1458）までご連絡をお願いします。

4 審査の流れ

(1) 各委員に審査関係書類を送付（1月下旬）

【添付資料】 第一次審査実施要領、申込状況一覧、企画提案書等の写し、
第一次審査採点表、所管課の意見一覧

(2) 各委員による書類の個別審査・評価

(3) 各委員からの採点表の提出 ⇒ 2月上旬

(4) 各委員の評価の集計（事務局が行います）

(5) 小田原市市民活動推進委員会開催（2月上中旬）

⇒第一次審査通過事業の決定

5 選考の視点

多角的な審査を行うため、下記の視点に基づき、本補助金の趣旨にふさわしい事業か、適正に計画されている事業かを総合的に評価し、選考します。

- ・公益性（事業が市民に開かれ、社会貢献度が高い。）
- ・自主性（事業に対する熱意、チャレンジ性に溢れている。）
- ・創造性（事業に対するアイデア、工夫に富んでいる。）
- ・継続性（将来にわたり、事業が継続される可能性が高い。）
- ・発展性（本補助をきっかけに、事業が成長する可能性が高い。）
- ・事業実現性（事業が、実行可能な方法、スケジュール、予算で立案されている。）
- ・費用対効果（事業費の積算が適正である。補助金の用途が適当である。）

6 審査の手順

(1) 採点表の記入

- ・採点表には、上記7つの評価項目に加え、この7項目を総合的に評価する「総合評価」欄があります。
- ・10点満点で採点するのは「公益性」と「総合評価」の2項目とします。「総合評価」は、第二次審査の対象としたい事業（第一次審査を通過させたい事業）は6点以上の採点としてください。
- ・「自主性」から「費用対効果」までの6項目については、選考の視点に基づき、「課題がある」と判断するものに×をつけ、必ずその理由を「所見」欄に記載してください。特に優れている点、その他課題等、委員間で共有したい事項があれば、併せて「所見」欄に記載してください。
- ・第一次審査では、補助金の交付額について配慮する必要はありません。（補助金申請額の合計が、例年の予算額から勘案して明らかに予算を超えると思われる額になっていても構いません。）

(2) 第一次審査通過事業の決定

- ・2月上中旬開催の市民活動推進委員会の席上で行います。

7 審査の方法

第一次審査通過事業は、各委員による個別審査及び評価を以下の基準に沿って集計し、判断します。

(1) 「総合評価」に6点以上をつけた審査員の人数及び「総合評価」の合計点を集計し序列

(2) 序列の結果、どこまでを通過事業とするかを以下の観点により判断

- ① 「公益性」の合計点
- ② 「自主性」から「費用対効果」までの個別評価の×の数

8 市提出用評価表の返送期日 2月上旬

(F A X 0465-34-3822)

(Eメール shimin-k@city.odawara.kanagawa.jp)